	11　月	103,500	14,930
	12　月	118,090	29,810
平成25年	1　月	132,640	44,650
	2　月	147,140	59,430
	3　月	161,590	74,170

別表第三十五（第七条第二項関係）〔平成25年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

平成６年改正法附則第11条第７項第３号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成24年	
		4月	10月
平成24年	5　月	円 14,930	円 —
	6　月	29,810	—
	7　月	44,650	—
	8　月	59,430	—
	9　月	74,170	—
	10　月	88,860	—
	11　月	103,500	14,930
	12　月	118,090	29,810
平成25年	1　月	132,640	44,650
	2　月	147,140	59,430
	3　月	161,590	74,170

別表第三十六（第七条第二項関係）〔平成25年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		平成６年改正法附則第11条第７項第４号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成24年	
			4月	10月
平成24年	5　月	昭和17年５月２日から昭和17年６月１日までに生まれた者	円 14,930	円 —
	6　月	昭和17年６月２日から昭和17年７月１日までに生まれた者	29,810	—
	7　月	昭和17年７月２日から昭和17年８月１日までに生まれた者	44,650	—
	8　月	昭和17年８月２日から昭和17年９月１日までに生まれた者	59,430	—
	9　月	昭和17年９月２日から昭和17年10月１日までに生まれた者	74,170	—
	10　月	昭和17年10月２日から昭和17年11月１日までに生まれた者	88,860	—
	11　月	昭和17年11月２日から昭和17年12月１日までに生まれた者	103,500	14,930
	12　月	昭和17年12月２日から昭和18年１月１日までに生まれた者	118,090	29,810
平成25年	1　月	昭和18年１月２日から昭和18年２月１日までに生まれた者	132,640	44,650
	2　月	昭和18年２月２日から昭和18年３月１日までに生まれた者	147,140	59,430
	3　月	昭和18年３月２日から昭和18年４月１日までに生まれた者	161,590	74,170

別表第三十七（第七条第三項関係）〔各月の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成24年４月から平成25年３月までの各月
前納額	14,930円

別表第三十八（第八条第一項関係）〔１年間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成24年４月
前納額	4,700円

別表第三十九（第八条第一項関係）〔６月間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成24年４月及び平成24年10月
前納額	2,370円

別表第四十（第八条第二項関係）〔平成25年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成24年	
			4月	10月
平成	5　月	昭和27年５月２日から昭和27年６月１日までに生まれた者	円 400	円 —
	6　月	昭和27年６月２日から昭和27年７月１日までに生まれた者	800	—
	7　月	昭和27年７月２日から昭和27年８月１日までに生まれた者	1,190	—
	8　月	昭和27年８月２日から昭和27年９月１日までに生まれた者	1,590	—